

令和5年度第2回船橋市福祉有償運送運営協議会会議録

(令和6年2月6日作成)

- | | |
|------------|---|
| 1. 開催日時 | 令和6年2月6日(火曜日)午後1時30分 |
| 2. 開催場所 | 県合同庁舎3階分室会議室1 |
| 3. 出席者 | 岩澤早苗委員(会長)、吉田壽一委員(副会長)、田中恭二委員、小出正明委員、高橋孝次委員、齋藤太郎委員、安藤達也委員 |
| 4. 欠席者 | 池田則子委員、飯塚誠委員、鈴木幸博委員、佐川大輝委員 |
| 5. 議題(公開) | 船橋市福祉有償運送運営協議会運営指針の一部改正について
福祉有償運送申請団体の個別協議 |
| 6. 傍聴者数 | 0人 |
| 7. 決定事項 | 船橋市福祉有償運送運営協議会運営指針の一部改正
更新登録の2団体について協議が調った |
| 8. 議事 | 下記のとおり |
| 9. 資料・特記事項 | ウェブページ掲載のとおり |
| 10. 問い合わせ先 | 地域福祉課 047-436-2313 |

あいさつ

事務局	<p>ただいまから、令和5年度第2回船橋市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。司会を務めます、地域福祉課長の忍足です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本協議会は、NPO法人や社会福祉法人等による、介護を必要とするお年寄りや障害のある方など、単独で公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象に、通院、通所、レジャー等を目的に有償で行う運送サービスである福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他必要な事項につきまして、タクシー協会や住民団体等地域の代表にお集まりいただき、協議することを目的としております。</p> <p>本日は、飯塚委員・鈴木委員・佐川委員が欠席、池田委員が遅刻または欠席ということがございますけれども、11名中7名のご出席をいただいておりますので、船橋市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第2項の規定により、本協議会が成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、船橋市情報公開条例及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の規定により、協議内容は原則公開になります。</p>
-----	---

	<p>はじめに、お手元の配付資料について確認させていただきます。</p> <p>まず、本日の次第、席次表。次に事前に郵送しております令和5年度第2回船橋市福祉有償運送運営協議会と書かれたフラットファイルには要綱、指針、委員名簿、処理方針、留意事項、対価、ハンドブックと、本日協議する指針改正の資料、更新2団体の資料がございます。</p> <p>机の上に「船橋市福祉有償運送運営協議会運営指針」と「新旧対照表」の差し替え資料を置かせていただいておりますので、差し替えをお願いいたします。なお、この差し替えは誤字脱字を修正し、ページ番号を振ったもので、差し替え前と内容に変更はございません。</p> <p>不足等ございますでしょうか。</p> <p>(不足なし)</p> <p>なお、本日の傍聴者はございません。</p> <p>それでは、運営協議会設置要綱第6条第1項の規定により、議長は、本協議会の会長であります「福祉サービス部長」が行なうことになっております。</p> <p>岩澤部長、議事進行をよろしくお願いいたします。</p>
協議①(指針の改正)	
岩澤議長	<p>本日はお忙しい中、また、お足元の悪い中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>それでは、協議に入りたいと思います。本日は、まず「船橋市福祉有償運送運営協議会運営指針」の一部改正について諮らせていただきます。そのあと、更新2団体について審査してまいります。</p> <p>まず、「船橋市福祉有償運送運営協議会運営指針」の一部改正について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>「船橋市福祉有償運送運営協議会運営指針」の一部を改正するものとし、船橋市福祉有償運送運営協議会設置要綱第9条に基づき、船橋市福祉有償運送運営協議会にて諮らせていただきます。</p> <p>この度の改正は、道路運送法等の改正や、国からの通知「福祉有償運</p>

送の登録に関する処理方針について」及び「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」が一部改正されたことに伴う改正でございます。

第1に、「6 旅客から収受する対価」についてです。

新旧対照表 3 ページをご覧ください。これまで、運送の対価は「当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね2分の1の範囲内」とされていましたが、今回の改正で「当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割であること」となりました。4 ページをご覧ください。複数乗車につきましても同様に「タクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内」から「タクシー運賃の約 8 割」に改正されましたので運営指針にも反映しております。

第2に、「7 運送しようとする旅客の範囲」についてです。

新旧対応表 5～6 ページをご覧ください。こちらにつきましては、内容は大きく変わっていませんが、規定整備した部分が多いため、説明させていただきます。これまで、船橋市福祉有償運送運営協議会運営指針の「イ・ロ・ハ・ニ・ホ」と道路運送法施行規則第49条第2号の「イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト」が一致しておらず、旅客名簿等の申請書類の様式とも一致していませんでした。こちらを道路運送法施行規則に合わせ、これまで「その他」として羅列していた「精神障害者」や「知的障害者」などを項目だてしたということになります。

第3に、「8 その他必要と認められる措置 の 3 運転者等台帳の整備」についてです。

新旧対応表9ページをご覧ください。これまで、「運転者証を車内に掲示するか、運送者の発行する身分証明書を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させる」としておりましたが、乗務員のプライバシーに配慮し、令和5年8月1日に道路運送法施行規則が改正され、「運転者の氏名の掲示と運転者証が廃止」されました。それに伴い、運転者証の項目を削除しております。

主な改正はこの3つとなります。

そのほかの改正につきましては、「新旧対照表」に理由を記載しておりますので、この場での説明は割愛させていただきます。

	以上です。
岩澤議長	ただいま、事務局から説明がありました。 運営指針がいくつか変更され、主なものを3つ説明していただきました。 この一部改正に伴って、何かご意見、質問等ございますか。
小出委員	みなさんが合意でよろしいとなると、施行は今日からになりますか。 今日からになりますと、この後審議する2団体が新しい対価等々がまだ 反映されていないと、正確な審議になるのかというところで、お伺いした いのですが。
事務局	対価の変更につきましては、1月の中旬に国から通知がありまして、今回 の2団体を含む全団体に周知を図っております。今日の更新の2団体に つきましては、対価等は変更ないという旨の回答を既に得ております。
岩澤議長	その他に何かありますでしょうか。
田中委員	料金收受の関係で、いままでタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1 の範囲内」から「タクシー運賃の約8割」に上限が改正されたという点 で、私たち実務的に行っている立場からすると、そこまで対価を改正で きる可能性があるということは非常に嬉しいのですが、国の方で燃料高騰 の補助金という行政の政策がされていますが、それとこの8割との関 係はどのように考えたらよいのでしょうか。全く別のもののでしょうか。説明し ていただけると助かります。
岩澤議長	今回の改正については、道路運送法等の改正、国からの通知、処理方 針についてなど国の方の一部改正に伴い、本市での改正をしたというこ とになります。燃料高騰の補助金等の関係というところについては、直接 この方針には改正は反映していないところですが、今回の改正について は国からの一部改正を受けて、それに伴っての改正になります。事務局 から何か補足はありますか。
事務局	岩澤議長から説明がありましたとおり、今回の改正と燃料高騰の補助金 とは直接は関係ないものと考えております。

<p>岩澤議長</p>	<p>他にご意見、ご質問ありますでしょうか。ご意見がなければ、「船橋市福祉有償運送運営協議会運営指針」の一部改正を認めることとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ただいま、「船橋市福祉有償運送運営協議会運営指針」の一部改正について承認を得ました。</p> <p>施行日については、決裁完了日をもって施行日といたします。</p>
<p>協議②(更新団体 1)</p>	
<p>岩澤議長</p>	<p>次に、更新団体の協議に入りたいと思います。</p> <p>本日は、更新2団体「一般社団法人ギフト」「NPO 法人健康友の会なのはな」について協議をしまいたします。</p> <p>船橋市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第4項に基づき、意見又は説明を聴くため、申請団体の代表に、参考人として出席を依頼しておりますが、本日急遽諸事情により一般社団法人ギフトの参考人が欠席となりました。やむを得ないため、参考人不在で協議をすすめるものとしてよろしいでしょうか。皆様のご意見をいただければと思います。</p> <p>事前に書類の提出をいただいておりますので、皆様にも事前に書類をお目通しいただいていると思います。</p> <p>参考として、本日来ただけなかったとして、皆様からご質問等がありましたら、事務局の方で回答、もしくは事務局から回答できなければ後ほど一般社団法人ギフトに確認して皆様に共有させていただいて、異議がなければ協議が整ったものとして取り扱うということを考えております。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>高橋委員</p>	<p>簡単に事務局から説明はないのでしょうか。</p>
<p>岩澤議長</p>	<p>資料はいただいておりますが、事務局からは改めて説明がございませう。その後皆様からご質問を受ける時間を設けさせていただきます。</p> <p>会議のやり方として、一般社団法人ギフトの参考人が来ていないということで、例えばまた改めて来てもらって会議を開くのがよろしいのか、それとも今ある資料の中で審査をして、何か質問があれば事務局で答えられる範囲であれば答えて、答えられなければ後程事務局からギフトさんに確認をして、それを後から皆様にご報告させていただくというような</p>

	形を考えておりますが、いかがでしょうか。
田中委員	資料が提出されて、それに対する審議ということが付されているので、特段の事情があったのかもしれないので、猶予した形で審議を進めてもいいのではないかと思います。
岩澤議長	<p>いかがでしょうか。</p> <p>(委員、異議なしの声)</p> <p>では、そのようにすすめさせていただきます。</p> <p>また、要綱の第4条第3項により、運送主体の委員は自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないこととなっておりますので、「NPO 法人健康友の会なのはな」の協議については、田中委員にご退席いただくこととしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(委員、異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。</p> <p>協議の進行について、事務局から説明願います。</p>
事務局	はい。進行につきましては、事務局から申請団体要件確認票に基づいて1団体毎に説明した後、参考人から「更新登録の理由」「運送の対象者及び運送の対価」について説明がございます。参考人から説明後、質疑応答の時間を設け、参考人退出後、協議していただきます。
岩澤議長	<p>ただいまの説明のとおり、協議を進めていくということよろしいでしょうか。</p> <p>(委員、異議なしの声)</p> <p>それでは、「一般社団法人ギフト」について協議を始めたいと思います。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。「一般社団法人ギフト」についてご説明いたします。</p> <p>団体の最初のページをめくっていただき、申請団体要件確認票をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運送主体は、一般社団法人ギフト ●法人所在地は、船橋市咲が丘4-23-15-210 ●運送の対象は、 <ul style="list-style-type: none"> イ 身体障害者 15人 ロ 精神障害者 2人

	<p>ハ 知的障害者 49 人 計 66 人となっております。旅客名簿をファイルに入れていますので、詳細はそちらをご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●輸送拠点は、出発地または到着地が船橋市内の施設・利用者の自宅となります ●運送の対価は、定額制で、1 回200円。運送の対価以外の対価は算定しておりません ●使用車両はセダン等5台で運用しています ●車両の使用権原については、1台は法人所有の車両、残り 4 台は運転会員及び車両の所有者と「福祉有償運送事業に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書」を締結していることを確認済みです ●複数乗車をしており、身体障害者、知的障害者、精神障害者の施設送迎等で使用しています ●運転者は 7 人で、全員中型または準中型の 1 種免許を所持していることを運転免許証にて確認しております。また、全員必要な講習(福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習)を受講していることも修了証明書等で確認しております。詳細は運転者一覧をご覧ください ●損害賠償措置については、全ての車両で対人・対物無制限の保険に加入しています ●管理運営体制、法令順守の宣誓書については様式第7号、宣誓書のとおりです <p>以上になります。</p>
岩澤議長	<p>続いて、参考人が欠席のため、「更新の理由」「運送の対象者及び運送の対価」について、事前にメールでいただいた回答を事務局が読み上げます。</p>
事務局	<p>事前にいただいたメールを読み上げさせていただきます。</p> <p>まず、更新の理由につきましては、現在ご利用の利用者の方の社会参加や余暇活動、通学、通所に付随する移動に必要な不可欠だから、ということです。</p> <p>運送の対価の設定につきましては、一回につき200円、片道30分以内。移動支援の本人の負担額もあり、利用者さんにとって外出の機会を増やすためには、できるだけ金額を抑える方向で、と考えた結果の金額設定ということです。利用者は単純な移動ではなく、社会参加や余暇利用、通学、通所に付帯する必要な理由でのみ地域生活支援契約者限定</p>

	<p>の有償運送サービスを提供している、とのことでした。</p> <p>なお、片道30分以内ということでしたので、30分以上になることがあるのかを確認したところ、特にそのような移動はないということでした。</p> <p>運送の対象についてですが、ロ.精神障害者についてですが、衝動が抑えられなくなることがあり、徒歩や公共交通機関では危険回避が難しい。ハ.知的障害者については、言葉でのコミュニケーションが難しく、多動であったり、発作が頻繁に起きたり、歩行が不安定、危険回避が困難な特性のため、福祉有償運送が必要ということでした。</p>
岩澤議長	提出していただいた資料、また、今事務局からの説明を含めて何かご意見、質問等ございますか
安藤委員	申請の概要を見ると、障害者、障害児及び高齢者の支援の目的として、とあります。あと、介護保険に基づく居宅サービス事業を行い、とありますが、対象者は今言ったように、身体障害者、精神障害者、知的障害者なので、特に高齢者の人は福祉有償運送を利用されないということでしょうか。
岩澤議長	事務局、何か確認したことがあればお願いいたします。
事務局	<p>一般社団法人ギフトに関しては、身体障害者、精神障害者、知的障害者のみの運送を行っていると思います。</p> <p>福祉有償運送全体でみると、高齢者を運送している団体もあるかと思っています。</p>
安藤委員	では、ギフトさんは高齢者の方は今回福祉有償運送の対象としていないということでしょうか。
事務局	今回は、身体障害者、精神障害者、知的障害者のみとなっています。
岩澤議長	他にご意見、ご質問ございますでしょうか。
小出委員	<p>料金のところで、定額制一回定額200円ということですが、率直なところ、これで大丈夫なのかというのが、心配なところでは。</p> <p>特に先ほど、指針のところでタクシー料金が8割までいいとなっているにもかかわらず、本当に200円でこの事業をやっていけるのかというのが心配です。どうしてこれでできるのかということ聞いてみたかったです。</p>
岩澤議長	ありがとうございます。事務局で何か把握していることはありますか。
事務局	こちらについては、把握していることがないので、この後確認したいと思います。
田中委員	まったく同じ意見です。ここが潰れてしまうと結果的には事業所全体の運送事業そのものが継続できないということもあるので、根拠づけをするというよりは、ギフトの本体から運営資金的なものを運送サービスの

	に補填しているのか、していないのか。しているとすれば本末転倒なので、むしろ200円を引き上げることも考えた方がいいのではないかと思います。
岩澤議長	ありがとうございます。小出委員と田中委員からご質問がありました定額一回200円で大丈夫かというところで、ギフトさんの運営に関わることで、そこについては改めて事務局の方で確認させていただいて、皆様にご報告させていただきたいと思います。 他にご意見、ご質問ありますでしょうか。
小出委員	車両を5台用意されているということですが、2番と5番は個人名になっていて、5番の方は名字が同じなので関係者やご家族の方のかなと思いますが、普通の会社等と契約していると安定的に車両が使用できると思いますが、個人ですと契約はしているが、自分で使いたいとなった時に車両の提供が無理となったりしないのかということが心配になります。そのあたりがどうなのか気になりました。
岩澤議長	ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。
事務局	確認して回答いたします。
岩澤議長	他にご意見、ご質問ありますでしょうか。 ご質問の中でギフトさんに確認をして判断をしなければならぬような案件がありましたので、ここにつきましては事務局の方で確認をさせていただいて、委員の皆様にご説明、共有をさせていただきたいと思います。 ギフトさんに確認した結果をもって、また集まっていたくのは大変だと思いますので、書面開催とか個々にご説明させていただいて、承認を得るということよろしいでしょうか。 では、事務局よろしく願いいたします。
協議③(更新団体 2)	
岩澤議長	続いて「NPO 法人健康友の会なのはな」の協議に入りたいと思います。 協議前に申し上げたとおり、運送主体の委員は自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないこととなっておりますので、田中委員は、ご退席をお願いします。 (田中委員、退席) 事務局は、参考人を入場させてください。 (参考人入場)

	<p>参考人の方、本日はありがとうございます。議長の岩澤と申します。 よろしくお願いいいたします。 参考人については、議長から意見等を求められた時のみ発言していただくようお願いいたします。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。「NPO 法人健康友の会なのはな」についてご説明いたします。</p> <p>団体の最初のページをめくっていただき、申請団体要件確認票をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運送主体は、NPO法人 健康友の会なのはな ●法人所在地は、千葉市花見川区幕張町 5-391-3 ●運送の対象は、 <ul style="list-style-type: none"> イ 身体障害者 53 人 ニ 要介護認定者 83 人 ホ 要支援認定者 22 人 <p>イ・ニ・ホの人数を足すと 158 人ですが、イとニ、両方に該当する方がいるため、計 157 人となっております。旅客名簿をファイルに入れていきますので詳細はそちらをご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●輸送拠点は、船橋市です ●運送の対価は、距離制で、5kmまで 600 円、5km～10kmが 1200 円、それ以降 5km増すごとに 600 円加算となっております。運送の対価以外の対価として、入会金 1000 円や、車いす基本料金 500 円を算定しております。詳細は運送の対価と書かれた紙をご覧ください ●使用車両は車いす車 7 台、セダン等 2 台の合計 9 台を運用しています ●車両の使用権原については、3 台は法人所有の車両、残り 6 台は転貸人と賃貸人と「自動車転リース契約書」を締結していることを確認済みです ●複数乗車はしていません ●運転者は 12 人で、全員大型または中型の 1 種免許または 2 種免許を所持していることを運転免許証にて確認しております。また、1 種免許保有者は全員必要な講習(福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習)を受講していることも修了証明書等で確認しております。詳細は運転者一覧をご覧ください ●損害賠償措置については、全ての車両で対人・対物無制限の保険に

	<p>加入しています</p> <p>●管理運営体制、法令順守の宣誓書については様式第7号、宣誓書のとおりです</p> <p>以上になります。</p>
岩澤議長	<p>それでは、参考人「更新の理由」「運送の対象者及び運送の対価」について説明をお願いします。</p>
参考人	<p>NPO法人 健康友の会なのはな 理事の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>この度、引き続き事業を継続する理由としては、登録されている方々、あるいは地域のみなさんからの通院や買い物のための外出や市役所など公共のところに出かける時に必要という理由で、引き続き私共に移送、運送の事業を継続して欲しいというご要望があり、この度確認票のように申請を行いました。</p> <p>運送の対価については対価表に示してありますように、主な利用料の多いところでは、4キロから5キロが多く、料金的には500円から600円で利用される方が多いとなっています。</p> <p>また、運送の対象者として、先ほどご紹介いただいた「イ・ニ・ホ」がありますが、その他の方々についても以前はいましたが、現在は利用者はいません。</p> <p>外出困難なために公共交通機関を利用しづらいということで利用したいということ、フレイル状態が強くなって公共交通機関が利用できないので、私共の運送サービスを利用したいというご要望が多いということで、対象者を確認して登録利用者になっていただいて利用していただいています。</p>
岩澤議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局及び申請団体から説明がありました。何かご意見、質問等ございますか。</p>
安藤委員	<p>料金ですが、先ほど事務局からの説明で料金を改定したということですが、これは以前の1/2の頃の料金ということでよろしいでしょうか。</p>
参考人	<p>申請時に提出したものはタクシー料金の概ね1/2ということで、通知前の利用料金です。</p>
安藤委員	<p>直接今回の審査には関係ないですが、改定で約8割が上限になったので、実情としては値上げなどのお考えはあるのでしょうか。</p>
参考人	<p>年末に陸運局からの通知を担当課からいただきまして、理事会の方でも検討していますが、登録者や健康友の会の会員といらっしゃいますの</p>

	<p>で、私共としては非常に定額で助かるとか利用しやすいというご意見を頂いています。2022年に100円値上げしているのですが、また値上げするというのは昨今の物価やガソリン代の高騰で会員のみなさんや地域の皆さん、健康友の会の会員の方も含めて広くご意見を確認して経営的に維持できる料金に改定していきたいと検討を始めたところですが、今回の申請には間に合わなかったもので、後日理事会で確認し、改定するという時には申請したいと思います。よろしく願いいたします。</p>
岩澤議長	<p>何かご質問ありますでしょうか。</p>
小出委員	<p>2点質問がありまして、一つは大変失礼な質問になってしまいますが、1点目が対象者157名に対して車両が9台ということですが、不足は生じないのかということが一つです。2点目が運転手の方の年齢を見させていただくと、6番と8番の方が80歳を超えていらっしゃるということで、世の中の的にも高齢者ドライバーの事故が続いているので、この部分が危惧してしまうのですが、80歳以上の方への運転でのサポート的なものとか、こういったことに気を付けてほしいとか、何か対応や対策を取られているのかお伺いします。</p>
参考人	<p>ご指摘の通り、今の利用者をスムーズにお断りせずに利用できる状況ではない、足りないということで、ボランティアの方を含めて募集していますが、ボランティアの応募がないのが実情で、台数を増やしたり、ボランティアを増やすところまで十分いっていないので、予約を受ける段階でお断りする例も昨今多くなっていて、頭を悩ませています。</p> <p>80歳代のドライバーが2名いますが、全体としてはその都度、乗車前、乗車後の健康チェック、体調を確認しながら、年齢に関わりなくその日の体調や、風邪気味であればボランティアの方に交代したり、交代できなければその日の予約を変更して対応するというので、利用者の方をお預かりして運転するので、ボランティアの方の体調を最大限、利用者の方に安心して乗っていただくことが第一ですので、そこについては心がけるようにしています。</p> <p>80歳を超えた方や疲れている方がいると、午前中だけにしたり、3回のところを2回にしたりしてお互いにその都度確認しながら、利用者の状況をみながら、随時利用者の方、ボランティアの方の安全を第一にチェックしながらやっています。そのような意味では75歳以上の診断チェックなど交通安全センターで実施している制度を利用、活用しながら、年1回確認しながらやるということを含めて、十分と言えるか分かりませんが、お互いにチェックしながらやっています。またアルコールチェックも2回行い、その日の記録表につけるといことも含めて体のチェックも含めて</p>

	利用者の方の安全第一ということを心がけてやっています。
小出委員	要望になってしまいますが、予約した方を断りますと、予約して、折角ここに行けるといものがいけなくなると悲しい気持ちになってしまうと思うので、なるべく早めに改善していただければと思います。
岩澤議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他にご意見、ご質問ありますでしょうか。</p> <p>ほかに意見がなければ、協議に入りたいと思います。</p> <p>協議に入る前に、参考人はご退席ください。</p> <p>(参考人退席)</p> <p>特に問題がなければ、「NPO 法人健康友の会なのはな」、特に問題がなければ更新登録に合意するものとしてよろしいでしょうか。</p>
吉田副会長	ただいまの意見の中で少し気になるのが、小出委員からもありましたように、運転手の方が80歳を超えている方が結構いるということです。私もそうですが、運転をするということに対する技量はいいとしても注意力が落ちたりするので、できるだけ、年齢の若い方ができるような形にお願いするようにした方がいいと思います。
岩澤議長	<p>高齢の方のドライバーの方がいらっやって、いろいろ対策をしていますが、今後若いドライバーの方に運転していただけるように事務局からそのことについて申し伝えてください。</p> <p>それでは、その件申し伝えますけれども、この更新登録について合意するものとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員 異議なし)</p> <p>ただいま、「NPO 法人健康友の会なのはな」の更新登録について、当運営協議会にて協議が調いました。</p> <p>事務局は、田中委員を入場させてください。</p> <p>(田中委員 入場)</p>
更新団体 1 についての追加協議	
岩澤議長	今、ギフトさんに先ほどのご質問に対して電話で確認が取れたということです。事務局からお願いいたします。
事務局	「一般社団法人ギフト」の回答を申し上げます。

	<p>この回答で協議が諮られなかった場合は、また書面等で対応したいと考えております。</p> <p>1点目の利用者の中に高齢者はいないのかということについてですが、高齢者はいないという回答でした。</p> <p>2点目の200円でやっていけるのかということについてですが、実際は赤字ということですが、福祉有償運送がメインの事業でないというところでなんとかできているということでした。</p> <p>料金を上げてしまうと、利用者の負担が増えて障害者の狭い世界に入ってしまう、外出して欲しいという気持ちで、200円でやっていきたいということでした。</p> <p>ただ、利用者の方を絞っているようで、ただ移動するだけでは受け付けてはなくて、社会参加、余暇参加など外に出る目的の方に絞ってこのサービスを提供しているという回答でした。実際はガソリン代200円というイメージとのことです。</p> <p>3点目の個人の車両で、提供が無理という場合はないのか、ということにつきましては、1か月のシフト制を組んで、空いている車をマッチングしているので問題はなく、緊急で必要になった場合は別の車両で対応できているということでした。</p>
岩澤議長	<p>ありがとうございました。事務局からの説明がありましたが、この件につきまして、ご意見、ご質問ありますでしょうか。</p>
小出委員	<p>赤字覚悟でとありますが、本当にそれなのかというのが、少し疑ってしまうのですが。回答としては理解しました。本当なのかクエスチョンは残りました。</p>
田中委員	<p>利用者との関係で言いますと、より金額が安いほうがいいと思いますし、利用者負担がないので非常にいいと思いますが、持続的、継続的にこの事業をやっていこうということになりますと、社会的な立場から言うと一定の利用者負担はあってもいいと思います。それが300円なのか、400円なのかわかりませんが、それが将来的な事業の継続ということをこの事業者さんが考える意味で念頭に置いて今後運営してもらいたいと思います。</p>
岩澤議長	<p>ありがとうございました。田中委員がおっしゃるように、利用者の方からすると料金は安い方がいいと思いますが、持続的、継続的に事業を運営する、この福祉有償運送をやっていく意義、意味というものを考えていただいて、念頭に置いて運営して欲しいということをお伝えするということでしょうか。</p>
田中委員	<p>ぜひこのような意見があったということをお伝えいただきたいです。</p>

<p>岩澤議長</p>	<p>福祉有償運送をやっていく大きな方針はありますが、細かいところや考え方は、各団体さんの考え方もございますので、この協議会の中でご意見があったというところは伝えさせていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>他にご意見、ご質問ありますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>先ほどの事務局の説明を用いて特に問題がなければ一般社団法人「ギフト」の更新登録に合意するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員 異議なし)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということでしたので、一般社団法人「ギフト」の更新登録について、当運営協議会にて協議が調いました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>本日、申請されていた2団体について審議が終了しました。</p>
<p>事務連絡ほか</p>	
<p>岩澤議長</p>	<p>そのほか、何かございますか。</p>
<p>田中委員</p>	<p>会議の冒頭、岩澤議長から、この会議は原則公開しているとの発言がありました。しかしホームページを見ると、開催日時と場所、出席者・欠席者の記載と議決の結果が掲載されているだけです。千葉市のホームページを見ると、出席者の発言の要旨をほぼ網羅しています。どの程度の要旨を記載するかは事務局の裁量ではありますが、議事録の在り方を改善していただければと思います。</p>
<p>岩澤議長</p>	<p>ありがとうございました。田中委員の意見を踏まえて事務局で検討していきたいと思います。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。次回の開催は、現時点で未定ですが、登録期限が令和6年5月上旬の団体があるため、4月上旬に開催される可能性がございます。団体から申請等がありましたら、事務局から開催日時をご連絡させていただきます。</p> <p>お帰りの際、会議資料は机に置いたままご退室いただきますようお願い</p>

	いたします。本日はありがとうございました。事務局からは以上です。
岩澤議長	それでは、これをもちまして、令和5年度第2回福祉有償運送運営協議会を終了します。 本日はご出席いただきありがとうございました。